

議案第 5 8 号

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 7 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例

さいたま市杉の子園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第 2 条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 次に掲げる障害児通所支援（法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。第 4 条第 1 項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 児童発達支援</p> <p>イ 保育所等訪問支援</p> <p><u>(2) 障害児相談支援（法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 2 項において同じ。）に関すること。</u></p> <p><u>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 6 項に規定する相談支援をいう。第 4 条 3 項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 基本相談支援</p> <p>イ 計画相談支援</p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 4 条 <u>障害児通所支援</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする</p>	<p>(業務)</p> <p>第 2 条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 4 条 <u>園</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</p>

る。

(1)～(3) [略]

2 障害児相談支援を利用できる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第1項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第1項第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

2 [略]

(1)～(3) [略]

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

2 [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。